

高柳哲也 編

介助犬を知る—肢体不自由者の自立のために

安藤徳彦（横浜市立大学総合医療センターリハビリテーション科）

介助犬を正しい制度下で普及させたいと願う人々の強い意志がこの学際的な書物を刊行させた。日本への介助犬の初来日は1992年であり、最初の訓練は1995年に始まり、2002年には身体障害者補助犬法案が可決成立した。補助犬は盲導犬、聴導犬、介助犬を総称する呼称である。導入からわずか10年で法が制定されたのは、必要性が関係者に理解されたからだが、制度を正しく確立するためには多数職種が連携して処方・訓練・認定方法を確立し、優秀な犬種と訓練士を養成し、制度を普及させる必要があると本書は主張している。

介助犬の訓練は基本訓練、社会性訓練、介助動作訓練を単独で行った後に、使用者との合同練習、使用者の自主練習、最終認定、そして継続指導も必要である。しかし現在の訓練士養成にはカリキュラムも資格制度もなく、獣医学・公衆衛生学・リハビリテーション医学の知識が不十分で、訓練の方法・技術・程度、使用者への指導、継続指導有無等も統一性を欠くという。一方、介助犬の獣医学的問題点として、股関節形成不全、進行性網膜萎縮、てんかんが多いのだが、血統書発行や介助犬選択に際してスクリーニング制度がないことも本書では指摘されている。

身体障害者補助犬法では、(1) 訓練事業者の義務として適性犬を選択し、使用者のニーズを把握し、的確な訓練を行い、医療職と連携し、良質な補助犬

を育成し、継続指導を義務づけ、(2) 訓練事業者を第二種社会福祉法人と位置づけ、届出義務と不当行為への事業停止命令を可能とし、(3) 補助犬同伴者への受け入れ義務として公共法人、公共交通機関、民間施設への立ち入りと勤務時の同伴、住宅入居が保証された。その一方で、使用者には他人に迷惑をかけず、証明書を所持し、行動を管理することも義務づけられた。

本書は使用者・介助犬・訓練士の合同訓練を地域リハビリテーションセンター更生施設で行い、専門性のある第三者機関の審査・認定システムにしたいと主張している。そこでリハビリテーション専門医・専門職に期待される役割は、(1) 障害の評価と介助犬要否判断、(2) 介助犬と障害者の適合評価、(3) 使用補助用具の製作、(4) 使用者への情報提供、(5) 社会的啓発等である。

リハビリテーション医学は障害の発生予防・回復・改善・克服を図り、患者・障害者の社会的自立を実現するための学術領域である。介助犬を医学的リハビリテーションの何処に位置づけるかに関して議論が出ると予想されるが、介助犬は障害を克服する有力な手段になる。この新しい手段の正しい発展に努力する人々にわれわれも協力すべきと考える。本書はそのための良き参考書となる。

(A5 頁 354 2,800 円＋税 2002 名古屋大学出版会刊)